

計画の統合について

1 対象となる計画

地域共生プラン

- ◆ 地域福祉計画（社会福祉法第107条）
- ◆ 地域福祉活動計画（社会福祉協議会の活動計画）
- ◆ 再犯防止計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）
- ◆ 成年後見利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）

高齢者総合福祉計画

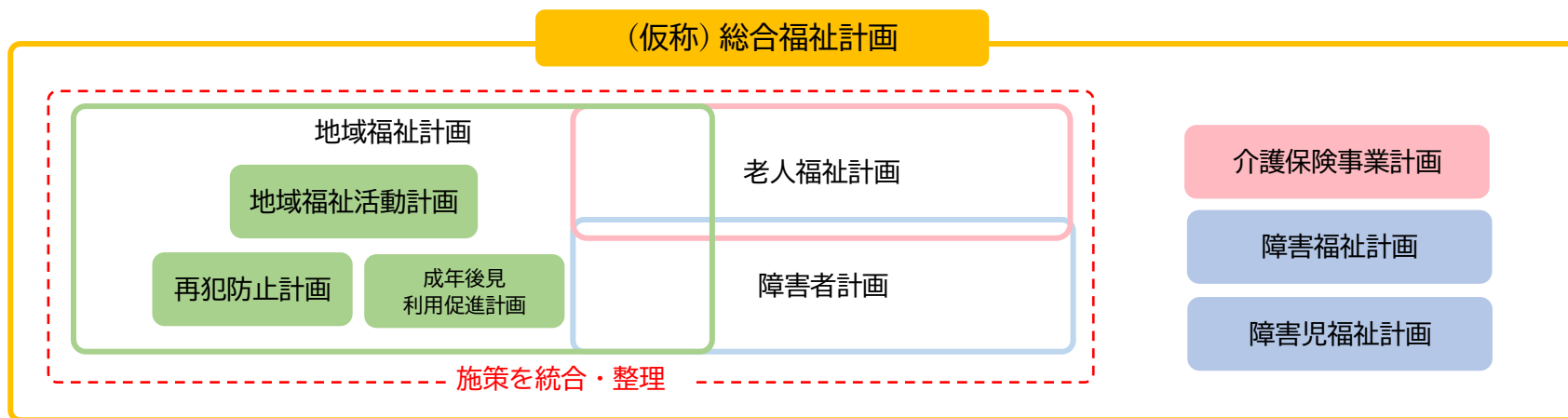
- ◆ 介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項）
- ◆ 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8第1項）

障がい者総合福祉計画

- ◆ 障がい者計画（障害者基本法第11条第3項）
- ◆ 障がい福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）
- ◆ 障がい児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

2 統合の考え方

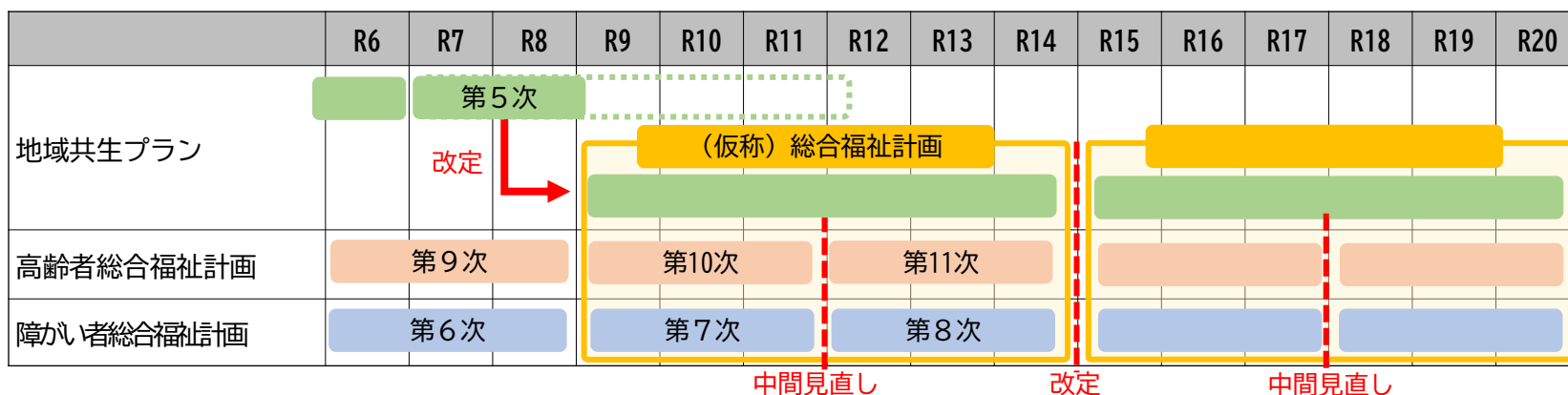
- 地域福祉計画が「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通的な事項」を記載するいわゆる「上位計画」として位置づけられている。
- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画を核として、地域福祉活動計画、高齢者総合福祉計画、障がい者総合福祉計画を統合し、途切れのない施策体系を確立する。



3 計画期間

- 総合福祉計画の始期は、令和9年4月とする。
- 計画期間は6年間とする。ただし、介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は、法律上3年を1期として策定することとなっているため、3年ごとに中間見直しを実施する。
- 現在策定中の『（仮称）地域共生プラン2025』は統合に合わせ、2年後に改定する。

【計画期間と策定スケジュール】



4 策定スケジュール

- (仮称)総合福祉計画の計画期間を6年とし、3年ごとに中間見直しを行う。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
(仮称)総合福祉計画		アンケート	策定作業			改定作業		アンケート	改定作業
						中間見直し			

5 附属機関のイメージ

